



入院助産

出産のための入院費用の支払いにお困りの妊産婦の方に、出産費用を援助します



だれが使えるの？

出産費用にお困りで、次の(1)～(3)すべてにあてはまる方です。

- (1) 世田谷区内に住んでいる
- (2) 次の所得制限に該当する
 - ・生活保護を受けている世帯の方
 - ・住民税非課税世帯の方
 - ・住民税の所得割が19,000円以下の世帯で、加入している健康保険から支給される「出産育児一時金」が50万円(※1)未満の方
- (3) 指定された病院(※2)で出産する

※1 50万円は、「産科医療保障制度」に加入している病院などで出産した場合の金額(保険料12,000円を含む)です。それ以外は488,000円となります。

※2 入院助産制度が使える病院は指定されています。現在かかっている病院が指定された病院でない場合、転院する必要があります。

どこへ相談すればいいの？

出産前の相談が必要です

まずは、お住まいの地域の子ども家庭支援センターまでご連絡ください。ご相談後、申請された場合、ご自宅へ訪問しお話を聞かせていただきます。

世田谷区 入院助産



お問い合わせ

各総合支所
子ども家庭支援センター
(連絡先はP38～39)

保健指導票

経済的にお困りの場合、妊婦健診と産後の母と子の健診(各1回)の費用を助成します



生活保護を受けている世帯や住民税非課税世帯の方などがお使いいただけます。その他にもいくつか条件がありますので、くわしくは、お住まいの地域の健康づくり課(連絡先はP38～39)へご相談ください。